

熊本県公報

第 1 1 1 9 8 号
平成 16 年 11 月 26 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○道路の区域変更	(道路総務課) 1
○道路の供用開始	(") 2
○自転車歩行者専用道路の指定	(") 2
○家畜伝染病(ヨーネ病)の発生	(畜産衛生課) 3
○保安林の指定の解除の予定	(森林保全課) 3
公 告	
○道路の位置指定	(建 築 課) 3
○ " "	(") 3
○ " "	(") 4
○平成16年度砂利採取業務主任者試験合格者の決定	(工業振興課) 4
○建設業法第29条の2の規定に基づく公告	(監 理 課) 4
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画課) 5
○土地改良区役員の退任及び就任	(") 5
登 載 依 頼	
○有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表	(有明航送船事業部総務課) 6
○熊本県葦北郡田浦町及び同郡芦北町の公立学校に勤務する県費負担教職員の町の廃置分合に係る訓令	(学校人事課) 17
○熊本県山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町の廃置分合に係る訓令	(") 17
○熊本県宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町の廃置分合に係る訓令	(") 17
○熊本県阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町村の廃置分合に係る訓令	(") 17
○熊本県上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町の公立学校に勤務する県費負担教職員の町村の廃置分合に係る訓令	(") 18
○熊本県阿蘇郡白水村、同郡久木野村及び同郡長陽村の公立学校に勤務する県費負担教職員の村の廃置分合に係る訓令	(") 18
○第3回熊本県次世代育成支援行動計画策定協議会の開催	(少子化対策推進課) 18

告 示

熊本県告示第1148号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年11月26日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年11月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	南小国 波野線	阿蘇郡産山村大字山鹿字梅木 815番2地先から 同所同字 810番1地先まで	前	5.6 ～ 9.7	178.0	緊道整
			後	6.2 ～ 20.8	178.0	
一般 県道	甲佐 小川線	下益城郡美里町大字白石野字鶴山 929番1地先から 下益城郡小川町大字東海東字瀧上 3904番地先まで	前	5.6 ～ 12.6	781.7	単道改
			後	9.0 ～ 37.3	781.7	
”	三本松 甲佐線	上益城郡甲佐町大字安平字一の谷 815番1地先から 同所 大字上揚字荒瀬 813番3地先まで	前	11.2 ～ 25.8	15.0	廃道処分
			後	11.2 ～ 25.3	15.0	

2 区域変更する期日 平成16年11月26日

熊本県告示第1149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年11月26日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年11月26日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	中津道 八代線	八代郡坂本村大字坂本字鶴地 4228番17地先から 同所同字 4228番22地先まで	150.0	単交安施

2 供用開始する期日 平成16年11月26日

熊本県告示第1150号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の7第2項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成16年11月26日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年11月26日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の部分等

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般県道	湯前人吉 自転車道線	球磨郡多良木町大字多良木字百太郎1292番1地 先から 同所同字1275番地先まで	5.5 ～ 6.5	32.8

一般県道	湯前人吉 自転車道線	球磨郡多良木町大字多良木字百太郎 1294 番 5 地 先から 同所同字 1324 番 2 地先まで	4.8 ～ 7.7	381.7
"	"	球磨郡多良木町大字黒肥地字宮田 304 番地先から 同所同字 304 番地先まで	4.7	27.4
"	"	球磨郡多良木町大字黒肥地字宮田 304 番地先から 同所同字 300 番地先まで	4.7	87.5
"	"	球磨郡多良木町大字黒肥地字宮田 295 番地先から 同所同字 293 番 2 地先まで	4.7	97.3
"	"	球磨郡多良木町大字黒肥地字宮田 288 番 1 地先か ら 同所同字 288 番 1 地先まで	4.7	23.8
"	"	球磨郡多良木町大字黒肥地字宮田 289 番地先から 同所同字 268 番地先まで	4.7	191.6

2 指定する期日 平成 16 年 11 月 26 日

熊本県告示第 1151 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 16 年 11 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 16 年 11 月 15 日	菊池郡合志町	2 戸 2 頭	乳用牛

熊本県告示第 1152 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 11 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 解除に係る保安林の所在場所 熊本県八代郡東陽村大字河俣字椎場 4003 の 2、4004 の 3、4004 の 4、4004 の 5、
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 道路用地とするため

公 告

熊本県公告第 894 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 16 年 11 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 築造者の住所 熊本市鶴羽田町 1241 番地 2
- 築造者の氏名 塚本満
- 道路の位置 菊池郡大津町大字岩坂字塚ノ西 3314 番 4
- 道路の幅員 6.00 メートル
- 道路の延長 54.10 メートル
- 指定年月日 平成 16 年 11 月 1 日
- 指定番号 菊池景建第 50 号

熊本県公告第 895 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 16 年 11 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 築造者の住所 玉名市伊倉北方 1835 番地 4

- 2 築造者の氏名 矢橋恒紀
- 3 道路の位置 玉名郡岱明町大字下前原字山浦 330 番 4
- 4 道路の幅員 5.16 メートル
- 5 道路の延長 31.32 メートル
- 6 指定年月日 平成 16 年 11 月 2 日
- 7 指定番号 玉名景建第 24 号

熊本県公告第 896 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 16 年 11 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 下益城郡松橋町大字曲野 2246 番地 1
- 2 築造者の氏名 坂本恵美子
- 3 道路の位置 下益城郡松橋町大字曲野字塘ノ内 35 番 5 及び同 36 番 4
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 20.50 メートル
- 6 指定年月日 平成 16 年 11 月 10 日
- 7 指定番号 宇城景建第 29 号

熊本県公告第 897 号

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 15 条の規定に基づく平成 16 年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成 16 年 11 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 受験番号 氏 名
8 地 内 宏 二

熊本県公告第 898 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 の規定に基づき、営業所又は建設業者の所在を確知できないので、次のとおり公告する。

なお、営業所の移転等により当該地以外で営業を行っている者については、公告の日から 30 日以内に申し出ること。

平成 16 年 11 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 営業所又は建設業者の所在が確知できない業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 中九興業有限会社
上益城郡清和村鎌野 789-10
代表取締役 高本 満男
熊本県知事許可（般－12）第 14893 号
 - (2) 有限会社藤栄建設
上益城郡甲佐町上揚 885
代表取締役 高木 孝子
熊本県知事許可（般－14）第 10285 号
 - (3) 池田産業
上益城郡御船町滝川 1014
代表者 坂本 秀喜
熊本県知事許可（般－12）第 14908 号
 - (4) 有限会社金森製作所
上益城郡御船町豊秋 2047-2
代表取締役 金森 光治
熊本県知事許可（般－12）第 12823 号
 - (5) 有限会社平和組
下益城郡砥用町清水 6
代表取締役 岩山 義明
熊本県知事許可（般特－11）第 09493 号
 - (6) 有限会社岩越工務店
下益城郡砥用町遠野 180
代表取締役 岩越 春一
熊本県知事許可（般－12）第 00355 号
- 2 申出先
熊本県土木部監理課